

青森県報

第二千七百九十二号

平成十九年
六月十三日
(水曜日)

目次

告 示

- 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定……………(環境政策課) ……一
- 障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一
- 保安林の指定……………(林政課) ……二

公 告

- 地籍調査の成果の認証……………(農村整備課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域(県民局)) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(西北地域(県民局)) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(上北地域(県民局)) ……三
- 出先機関……………(菅農大) ……四
- 青森県菅農大の学生募集……………(菅農大) ……四
- 選挙管理委員会……………(菅農大) ……四

- 病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正……………(事務局) ……五

告 示

青森県告示第四百六十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成十九年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
扇田こみ処分場跡地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)第十三条の二第一号	西津軽郡深浦町大字轟木字扇田二六の一部
明神平不燃物最終処分場跡地	令第十三条の二第一号	上北郡横浜町字雲雀平七九の一部

青森県告示第四百六十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成十九年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三沢市立三沢病院	三沢市中央町四丁目一〇	平成一九六一

みなな野薬局西バイパス店	青森市富田三丁目一六の五	"
こうよう薬局	八戸市江陽二丁目一八の三	"
調剤薬局ツルハドラッグ平内店	東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢四〇	"

青森県告示第四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十九年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字種里町字堤ノ沢一の一から一の六五まで、一の六七から一の七三まで、五六、五七、五九の一、五九の二、六〇から六二まで、六三の一、六三の二、六四の一、六四の二、六五、一七九の一、一七九の二、一七九の四、一七九の八から一七九の一まで、一七九の二三から一七九の七三まで、一七九の七七から一七九の八九まで、一七九の九二から一七九の一四四まで、一七九の一四七から一七九の一五五まで、一七九の一五七から一七九の二二五まで、一八一の一から一八一の四まで、一八三、一八四

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

地籍調査の成果の認証

五戸町が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十九年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
五戸町	倉石又重	牧内 牧内沢 鍋力スの一部 中崎の一部

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 久保土木
- 二 氏名 久保 陸郎
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字是川字差波五六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第八三六四号

五 取消年月日 平成十九年五月十八日
六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

平成十九年四月三〇日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社大西組

二 代表者の氏名 大西 博

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一の一〇二二

四 許可番号 青森県知事許可（特 一四）第八八六号

五 取消年月日 平成十九年五月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年五月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 秋庭建設株式会社
二 氏名 秋庭 裕香子

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字木筒字上柳川一一
四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一三四〇号

五 取消年月日 平成十九年五月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 工藤建築

二 氏名 工藤 良富

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字中山ノ井一〇四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第五五六四号

五 取消年月日 平成十九年五月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年十二月十九日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 松田金属工業株式会社
- 二 代表者の氏名 松田 ヨネ
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市南町四丁目三一の三四五五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第八五一〇号
- 五 取消年月日 平成十九年五月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 屋根、板金工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十九年四月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

青森県営農大学校告示第二号

平成二十年度青森県営農大学校学生を次のとおり募集するので、青森県営農大学校規則（昭和五十五年三月青森県規則第二十号）第七条第三項の規定により公示する。ただし、二次募集試験は一般募集試験（推薦選考を含む。）の合格者が定員に満たない場合のみ実施することとする。

平成十九年六月十三日

青森県営農大学校長 岩 橋 博 幸

- 一 修業年限 二年
- 二 募集人員

課 程	畑作園芸課程 果樹課程 畜産課程	定 員	七十名 (男女を問わない。)
-----	------------------------	-----	-------------------

三 受験資格等

- 1 推薦選考は、次の各号のすべてに該当する者で、出身学校長の推薦を得た者
 - (一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校若しくは中等教育学校を平成二十年三月までに卒業する見込みの者
 - (二) 学校成績の評定平均値が三・〇以上の者
 - (三) 卒業後、農業経営に従事する等地域の農業振興に尽くす意志が強固で健康な者
- 2 一般及び二次募集試験は、次の各号のいずれかに該当する者
 - (一) 農業に従事し、又は従事しようとする青年で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は平成二十年三月に卒業する見込みの者
 - (二) 前項に規定する者と同等以上の知識及び能力を有すると青森県営農大学校長が認める者

四 試験等の実施期日、場所及び試験科目

試験等	試験の期日等	試験の場所等	試験科目等
推薦選考	平成十九年十二月四日 (火) 午前十一時	上北郡七戸町字大沢 四八の八 青森県営農大学校	小論文、面接、調査書等の関係書類
一般募集試験	平成二十年二月五日 (火) 午前九時十分	"	筆記試験「現代文、数学、生物、小論文」、面接
二次募集試験	平成二十年二月二十八日 (木) 午前九時十分	"	"

五 受験手続

試験等	提出書類	受付期間	提出先
推薦選考	一 入校願書(第一号様式) 写真貼付) 二 本校所定の受験票(写真貼付) 三 志願者調査書 四 出身学校長の推薦書(第二号様式)	平成十九年十一月五日(月)から同月十六日(金)まで	(〒〇三九 二五九 八) 上北郡七戸町字大沢 四八の八 青森県営農大 学校
一般募集試験	一 入学願書(第一号様式) 写真貼付) 二 本校所定の受験票(写真貼付) 三 平成十九年三月に高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成二十年三月に卒業する見込みの者にあつては、志願者調査書 四 前項に規定する以外の者にあつては、次に掲げる書類 イ 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 ロ 最終出身学校の成績証明書 ハ 健康診断書	平成二十年一月四日(金)から同月二十五日(金)まで	"
二次募集試験	"	平成二十年二月十五日(金)から同月二十二日(金)まで	"

六 合格者の発表
1 発表期日等

試験等	発表の期日
推薦選考	平成十九年十二月十四日(金)
一般募集試験	平成二十年二月十四日(木)
二次募集試験	平成二十年三月七日(金)

- 2 青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭による開示を請求することができる(本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること。)
 - (一) 開示する個人情報、科目別得点及び総合得点とする。
 - (二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。
 - (三) 開示場所は、青森県営農大 学校会議室とする。
 - 7 授業料等(改訂された場合は、改訂後の金額を適用する。)
 - 1 入校検定料 二千二百円
 - 2 入校料 五千六百五十円
 - 3 授業料 年額 十一万五千二百円
 - 4 諸経費 年額 六十五万円
 - 8 その他
- この募集について不明な点がある時は、青森県営農大 学校教務課(電話〇一七六 六二 三一一)に問い合わせること。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十二号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百号(病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成十九年六月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

一の表中

平川市国民健康保険平川病院	平川市柏木町藤山四七の一
須藤病院	" 柏木町藤山三七の五

を

須藤病院

平川市柏木町藤山三七の五

に改める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭